

藤沢市支えあう地域づくり活動事業補助金交付要綱

制定 平成28年 3月31日

改正 令和 4年 3月31日

(趣旨)

第1条 この要綱は、藤沢市支えあう地域づくり活動事業を行う団体に対し、藤沢市補助金交付規則（昭和35年藤沢市規則第11号）に基づき、予算の範囲内において補助金を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象事業)

第2条 補助対象事業は、藤沢市支えあう地域づくり活動事業実施要綱第3条に規定する事業とする。

(補助金交付を受けることができる団体)

第3条 補助金の交付を受けることができる団体は、藤沢市支えあう地域づくり活動事業実施要綱第6条の規定により、事業実施団体とする通知を受けた団体とする。

(補助対象経費)

第4条 補助対象経費は、第2条に規定する事業の実施において、別表第1に掲げるもののうち、当該年度の4月1日から3月31日までの間に実施するものとする。

(算定基準及び補助金額)

第5条 前条に規定する補助対象経費ごとの算定基準及び補助金額は、別表第2に定めるとおりとする。

2 別表第2における安全・安心ステーション事業の算定基準（年間開設日数）

は、別表第3に定める安全・安心ステーション活動日数換算表により、活動内容ごとに活動した回数に、それらに対応する日数換算の日数を乗じたものの和とする。この場合において、算出した算定基準の値に小数点第1位以下の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

3 前項における活動内容ごとに活動した回数の算出は、藤沢市安全・安心ステーション事業実施要領第6条第2項に規定する方法により行うものとする。

(補助金交付の申請手続)

第6条 補助金の交付を受けようとする団体は、藤沢市支えあう地域づくり活動事業補助金交付申請書(第1号様式)に必要書類を添えて、市が指定する期日までに市長に申請しなければならない。

(補助金交付の申請制限)

第7条 第5条第1項に規定する施設改修又は備品購入に対する補助金交付の決定を受けた団体は、その決定を受けた日の翌年度の4月1日から起算して5年間は、施設改修又は備品購入に対する補助金交付の申請をすることができないものとする。ただし、災害その他やむを得ない理由があると市長が認めたときは、この限りではない。

2 第3条に規定する補助金の交付を受けることができる団体は、本事業以外から施設改修又は備品購入に対する本市の補助金交付の決定を受けた場合は、その決定を受けた日の翌年度の4月1日から起算して5年間は、施設改修又は備品購入に対する補助金交付の申請をすることができないものとする。ただし、災害その他やむを得ない理由があると市長が認めたときは、この限りではない。

3 第3条に規定する補助金の交付を受けることができる団体は、本事業以外から地代家賃に対する本市の補助金交付の決定を受けた場合は、地代家賃に対する補助金の交付申請をすることができないものとする。

(補助金交付の決定)

第8条 市長は、第6条の規定により補助金交付の申請があったときは、交付の適否を審査し、その結果について、当該申請団体に対し、藤沢市支えあう地域づくり活動事業補助金交付決定通知書(第2号様式)により、通知するものとする。

2 市長は、次に掲げる条件を付し、当該補助金交付の決定をするものとする。

- (1) この補助金を補助対象事業の目的以外の用途に使用しないこと。
- (2) 第2条に規定する補助対象事業のいずれか又はすべてを実施すること。
- (3) 別に指定する期日までに、事業に着手すること。
- (4) その他市長が必要と認めるもの。

3 第5条第1項に規定する補助金額の算定基準により算定した額に千円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

(届出義務)

第9条 前条第1項の規定により、補助金交付決定の通知を受けた団体（以下「補助団体」という。）は、事業に着手するときにあつては、事業着手届（第3号様式）を、完了したときにあつては、事業完了届（第4号様式）を市長に提出しなければならない。

(事業の計画変更)

第10条 補助団体は、各補助対象事業内容のいずれか又は複数を変更しようとするときは、事前に藤沢市支えあう地域づくり活動事業補助金交付内容変更承認申請書（第5号様式）に必要書類を添えて市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の規定により申請があつたときは、変更内容の適否を審査し、その結果について、当該申請団体に対し、藤沢市支えあう地域づくり活動事業補助金交付内容変更通知書（第6号様式）により通知するものとする。

(補助金交付の時期)

第11条 補助金交付の時期は、当該補助対象事業の完了後とする。ただし、事業運営等に支障が出る場合は、補助金の全部又は一部を前金払できるものとする。

2 補助団体は、前項の規定により補助金交付を受けようとするときは、市が指定する請求書を市長に提出しなければならない。

(事業報告)

第12条 補助金交付を受けた団体は、藤沢市支えあう地域づくり活動事業実施要綱第11条の規定により、市長に報告しなければならない。

(備付帳簿等の保存期間)

第13条 補助金交付を受けた団体は、次に掲げる書類を当該補助対象事業が完了した日の翌年度の4月1日から起算して5年間保存しなければならない。

- (1) 領収書
- (2) 領収書に代わる証拠書類
- (3) その他支出に関する証拠書類

(財産処分の制限)

第14条 第5条第1項に規定する施設改修及び備品購入に対する補助金交付の決定を受けた団体は、補助対象として改修した施設及び購入した備品について、当該補助金交付の決定を受けた日の翌年度の4月1日から起算して5年を経過する

までは、処分してはならない。ただし、災害その他やむを得ない理由があると市長が認めたときは、この限りではない。

(補助金の返還)

第15条 市長は、補助団体が偽りその他不正な行為により補助金交付を受けた場合は、補助金の全部又は一部の額を返還させるものとする。また、補助金交付後、事業を中止又は変更した場合は、補助金の全額又は一部の額を返還させることができるものとする。

(補則)

第16条 この要綱に定めるもののほか、藤沢市支えあう地域づくり活動事業補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定めるものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 市長は、平成29年3月31日までに、今後の地域社会において必要となる支えあいの体制づくりを踏まえた支えあう地域づくり活動の支援について検討を加え、その結果について必要な措置を講ずるものとする。
- 3 この要綱の施行前に、藤沢市地域の縁側事業補助金交付要綱の規定により施設改修費又は備品購入費に係る補助金交付の決定を受けた団体については、第7条第1項に定める補助金交付の決定を受けた団体とみなす。

附 則

- 1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 平成28年度において、安全・安心ステーション事業を実施し、運営費の補助金交付を受けた団体が、平成29年度においても、同一の事業を実施する場合、その運営費は、別表第2の規定によらず、36万円を上限にかかる費用を補助するものとする。
- 3 平成28年度において、第2条に規定する事業を実施し、地代家賃の補助金交付を受けた団体が、平成29年度においても、同一の場所で同一の事業を実施する場合、その地代家賃は、別表第2の規定によらず、かかる費用を上限額とするものとする。

4 市長は、平成30年3月31日までにこの要綱の施行状況について検討を加え、その結果について必要な措置を講ずるものとする。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

別表第1（第4条関係）

補助対象経費	内容	
運営費	ボランティア謝礼 (費用弁償)	ボランティアに対する費用弁償(交通実費等)
	講師謝礼	研修等の講師に要する経費
	通信費	固定・携帯電話、郵便等に要する経費
	消耗品費	事務用品等の購入に要する経費
	印刷製本費	印刷や製本を、外部の業者に依頼して支払う経費
	燃料費	ガソリン等の燃料に要する経費
	光熱水費	上下水道、ガス、電気等に要する経費
	保険料	施設賠償保険、傷害保険、ボランティア保険等に要する経費
	施設利用料	他の施設を利用して活動を行う場合の施設利用等に要する経費
	リース料	機械、OA機器等のリースに要する経費
	食料費	事業運営に必要となる食料に要する経費
その他経費	その他、事業運営に必要な経費のうち、市長が認めるもの	
地代家賃	/	事業を実施する施設や土地等の賃借に要する経費
施設改修費		バリアフリー化や内装工事、回転灯の設置等、施設整備に要する経費
備品購入費		机、椅子、戸棚等、長期に渡り使用できるものの購入に要する経費

別表第2（第5条第1項関係）

（1）運営費（年度途中からの実施または廃止については、月割り計算とする。）

対象事業		算定基準 (年間開設日数)	補助金額 (年間補助上限額)
地域の縁側事業「基本型」		39日～76日 (週1回程度)	15万円
		77日～115日 (週2回程度)	25万円
		116日～153日 (週3回程度)	33万円
		154日～191日 (週4回程度)	38万円
		192日～230日 (週5回程度)	43万円
		231日～268日 (週6回程度)	48万円
		269日以上 (週7回程度)	53万円
地域の縁側事業「特定型」		12日～47日 (月1～3回程度)	7万円
		48日～83日 (月4～6回程度)	10万円
		84日以上 (月7回程度)	14万円
安全・安心ステーション事業		116日～153日 (週3日程度)	22万円
		154日～191日 (週4日程度)	29万円
		192日以上 (週5日程度)	36万円
地区ボランティア センター事業	生活支援活動*1	116日以上 (週3回程度)	60万円
	地区活動支援*2		
	ボランティア養成	実施回数 年2回以上	5万円

※対象事業*1・2のいずれか、又は両方

(2) 地代家賃

対象事業	補助金額（年間補助上限額）
安全・安心ステーション事業	60 万円
地区ボランティアセンター事業	60 万円
地域の縁側事業「基本型」、安全・安心ステーション事業、地区ボランティアセンター事業をすべて実施	156 万円

(3) 施設改修費

対象事業	補助金額（年間補助上限額）
地域の縁側事業「基本型」	30 万円
安全・安心ステーション事業	
地区ボランティアセンター事業	

※複数の対象活動を実施する場合も、年間補助上限額は合計 30 万円までとする。

(4) 備品購入費

対象事業	補助金額（年間補助上限額）
地域の縁側事業「基本型」	15 万円
安全・安心ステーション事業	
地区ボランティアセンター事業	

※複数の対象活動を実施する場合も、年間補助上限額は合計 15 万円までとする。

別表第 3（第 5 条第 2 項関係）

安全・安心ステーション活動日数換算表

活動内容	1 回の活動単位	最低活動回数	1 回あたりの活動日数換算
開設	2 時間以上	週 3 回	0.5 日
こども 110 番への登録	事業実施期間中において常時登録		
防犯パトロール活動	1 時間以上	合計週 3 回	1 日
児童生徒等の見守り活動	30 分以上		0.5 日
防犯に関する情報交換・ネットワークづくり	会議等 1 回ごと		1 日

第1号様式（第6条関係）

藤沢市支えあう地域づくり活動事業補助金交付申請書

年 月 日

藤 沢 市 長

所在地

申請人 団体名

代表者名 （役職）

次のとおり申請します。

	地域の縁側事業「基本型」
	地域の縁側事業「特定型」
	安全・安心ステーション事業
	地区ボランティアセンター事業
実施場所の所在地 及 び 建 物 名	所在地 建物名
事 業 費	円
補 助 金 額	円
着 手 予 定 年 月 日	年 月 日
完 了 予 定 年 月 日	年 月 日
添 付 書 類	

第2号様式（第8条関係）

藤沢市支えあう地域づくり活動事業補助金交付決定通知書

年（平成 年） 月 日		
様		
藤 沢 市 長		
次のとおり通知します。		
	地域の縁側事業「基本型」	
	地域の縁側事業「特定型」	
	安全・安心ステーション事業	
	地区ボランティアセンター事業	
審 査 結 果		
補 助 金 額	円	
	地域の縁側事業「基本型」	円
	地域の縁側事業「特定型」	円
	安全・安心ステーション事業	円
	地区ボランティアセンター事業	円
条 件		
指 示 事 項	1 藤沢市補助金交付規則及び藤沢市支えあう地域づくり活動事業補助金交付要綱の規定を遵守すること。	

第3号様式（第9条関係）

藤沢市支えあう地域づくり活動事業着手届

年 月 日	
藤 沢 市 長	
所在地 申請人 団体名 代表者名 （役職）	
次のとおり届けます。	
	地域の縁側事業「基本型」
	地域の縁側事業「特定型」
	安全・安心ステーション事業
	地区ボランティアセンター事業
実 施 場 所	
着 手 年 月 日	年 月 日
（事務処理欄）	

第4号様式（第9条関係）

藤沢市支えあう地域づくり活動事業完了届

年 月 日	
藤 沢 市 長	
所在地	
申請人 団体名	
代表者名 (役職)	
次のとおり届けます。	
	地域の縁側事業「基本型」
	地域の縁側事業「特定型」
	安全・安心ステーション事業
	地区ボランティアセンター事業
実 施 場 所	
着 手 年 月 日	年 月 日
完 了 年 月 日	年 月 日
(事務処理欄)	

第5号様式（第10条関係）

藤沢市支えあう地域づくり活動事業補助金交付内容変更承認申請書

年 月 日	
藤 沢 市 長	
所在地	
申請人 団体名	
代表者名 （役職）	
次のとおり申請します。	
	地域の縁側事業「基本型」
	地域の縁側事業「特定型」
	安全・安心ステーション事業
	地区ボランティアセンター事業
変 更 内 容	
変更後の事業費	円
変 更 期 日	年 月 日
添 付 書 類	

第6号様式（第10条関係）

藤沢市支えあう地域づくり活動事業補助金交付内容変更通知書

年（平成 年） 月 日

様

藤 沢 市 長

次のとおり通知します。

	地域の縁側事業「基本型」
	地域の縁側事業「特定型」
	安全・安心ステーション事業
	地区ボランティアセンター事業
審 査 結 果	
変 更 補 助 金 額	円
条 件	
指 示 事 項	